

別添

市民後見推進事業の概要

市区町名	本別町
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 本別町社会福祉協議会</p> <p>委託内容：養成研修会（事前説明会）の開催、ニーズ調査の実施</p>
事業内容	<p>①研修の名称 「本別町市民後見人養成研修」 ※北海道との共催事業により養成研修を実施</p> <p>②受講対象者 ・ 本別町在住者を基本とし、年齢 25 歳以上、研修終了後、市民後見人として活動する意欲のある方を受講対象者とする。 ・ また、広域での後見実施機関設置に向けた検討・協議を進めるため、近隣自治自治体職員及び社会福祉協議会担当職員の参加を認める。</p> <p>③研修カリキュラム ・ 平成 24 年 3 月 27 日厚労省事務連絡「市民後見人の育成及び活用に向けた取組についての別添「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に準拠する。</p> <p>④近隣自治体への参加呼びかけ ・ 北海道十勝総合振興局が設置した「市民後見制度広域実施検討連絡会議」において、近隣自治体での後見実施機関設置に向けた協議、養成研修の実施について協議を行う。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>24 年 9 月 第 1 回市民後見推進モデル事業自治体研修会への参加</p> <p>24 年 10～25 年 3 月 本別町市民後見推進事業検討委員会の開催</p> <p>24 年 11 月～12 月 市民後見人養成研修の周知、募集受付</p> <p>25 年 1 月～2 月 市民後見人養成研修</p>

別添

市民後見推進事業の概要

市区町名	本別町
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	全部委託 ・ <u>一部委託</u> ・ 委託なし 委託先名：社会福祉法人 本別町社会福祉協議会 委託内容：後見実施機関の設置、(仮称) 成年後見支援センター設置検討
事業内容	<p>①権利擁護相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本別町社会福祉協議会が、平成 23 年度から法人後見事業（法定・任意）を開始した。 ・日常生活自立支援事業から法人後見事業に至る連動的な権利擁護相談支援体制の整備を図る。 <p>②(仮称) 成年後見支援センターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の受任調整、活動支援等を行う「(仮称) 成年後見支援センター」（実施主体：本別町、運営主体：本別町社会福祉協議会）を平成 24 年度内に設置する。 ・センター設置に向けた検討は、本別町（高齢者福祉担当、障がい者福祉担当、地域包括支援センター）、本別町社会福祉協議会、町内行政書士事務所、北海道十勝総合振興局保健環境部保健福祉室、釧路家庭裁判所による「本別町市民後見推進事業検討委員会」で行う。 ・センター設置後は、市民後見人養成研修、市民後見人の登録・フォローアップ研修等を行い、市民後見人が後見活動を安定的に継続できるようバックアップセンターとしての機能を果たす。
事業スケジュール (予定を含む)	24 年 4～12 月 法人後見事業実施に向けた協議 24 年 9 月 第 1 回市民後見推進モデル事業自治体研修会への参加 24 年 10～25 年 3 月 本別町市民後見推進事業検討委員会の開催 25 年 3 月 (仮称)「成年後見支援センター」の設置・運営
備考	